



## 参加申込書

FAX: 026-217-8245

Webからの申込も可能です・・・<http://www.binzuru.info/>

フリガナ	
連名	(参加協力金振込名と同じ)
フリガナ	
連長氏名	※未成年の場合保護者名( )

※連長が未成年の場合、連説明会は保護者同伴での参加をお願い致します。

### ■ご連絡先

フリガナ	
窓口氏名	<input type="checkbox"/> 連長と同じ
住所	〒 - - (法人名・所属部署)
電話番号	- -
MAIL	@

### ■所属団体名(企業名・学校名)

--

### ■申込期限 ... 6月28日(金)

#### ■参加協力金等お振込先

長野信用金庫 本店営業部 普通 0488373  
第49回長野びんずる実行委員会事務局

(別紙)びんずる参加に関する同意事項 (<http://www.binzuru.info/agreement.pdf>) に記載の内容に同意し、同意内容への違反が発覚した場合には、即時に踊りを中止し、進行の妨げとならないように退場いたします。また、第50回以降の長野びんずるに連として参加出場を停止されても異議を申し立てません。

同意日	2019年 月 日	連長氏名 (自署)	(印)
-----	-----------	--------------	-----

### ■参加者の年齢層に○をつけてください

- ・ 中学生以下 ・ 20歳未満 ・ 20歳代
- ・ 30歳代 ・ 40歳代 ・ 50歳代
- ・ 60歳以上 ・ 老若混在

### ■参加人数をお書きください(最低5名より参加可能)

参加人数 人(小学生未満 未就学児無料)  
過去参加回数 回 ・ 直近参加年 年

### ■過去のびんずるで、踊りの審査を受けたことがありますか (ある ・ ない)

### ■報道機関による事前取材の可否

事前取材を (受けてもよい ・ 受けない)

### ■参加協力金と各物品ご購入額の計算

参加協力金	人	×	500円	=	円
連長たすき	本	×	2,000円	=	円
副連長たすき	本	×	2,000円	=	円
しゃもじ (1セット2本)	セット	×	500円	=	円
<b>お振込合計金額</b>					円

※各連には、連長たすき 1本と副連長たすき 2本が必要です。たすきを既にお持ちの場合は、再購入は不要です。

※たすき、しゃもじは、7月11日(木)の参加連説明会にて販売いたします。なお、以降びんずる事務局でも、随時販売いたします。

※参加協力金のお支払につきましては、銀行振込のみ承ります。

※参加協力金のお振込名は、「連名」をお願いいたします。連長名、個人名等でのお振込みの場合、参加受付ができません。

※参加人数の変更の場合は、人数変更の旨を明記の上、参加申込書を再提出してください。その上で追加であれば追加分の参加協力金をお振込みください。参加辞退や人数減少の場合でも、返金はいたしかねますのでご了承ください。

# 同意書

## 第49回長野びんずる実行委員会 殿

- 原則 長野びんずるは大人・子どもが心から楽しむ祭りです。踊り・立ち居振る舞いを通じて、子どもたちの模範となるよう良識的な行動をします。
- 第一 連長は、事前に登録した人数、申込諸注意を厳守します。踊り開始前・踊り中を問わず、明らかな人数の過少登録など虚偽申告が発覚した場合や事前配布されたリストバンドの未着用を確認した場合は、進行の妨げとならぬよう直ちに退場致します。
- 第二 連長は連の監督・管理、副連長は、連の進行に対して責任を持ち、第49回長野びんずる実行委員会（以下「実行委員会」とする）が定める列間、連間を守り、他連の迷惑とならないようにします。また、明らかな迷惑行為や実行委員会から注意があったにも関わらず改めなかった場合に関しては、即時に踊りを中止し、進行の妨げとならないように退場致します。
- 第三 第49回長野びんずるに参加するにあたっては、令和元年7月11日（木）に行われる参加連説明会に連の責任者1名以上が必ず出席し、説明事項及び決定事項を遵守します。
- 第四 連で出したゴミ及び、踊りスペース周辺のゴミに関しては、指示に従い収集し清掃に協力致します。翌日の早朝清掃には必ず2名以上参加し、不参加の場合は清掃代行料として5,000円を支払います。
- 第五 未成年の飲酒、喫煙は致しません。又、踊り中の飲酒・喫煙は致しません。連長はこのことを連内に周知徹底致します。泥酔、立小便など他人や地域に迷惑を掛けるなどして注意を受けた際には、即時に退場致します。
- 第六 連内または連間に於けるトラブルに関して、連内及び連間で解決するものとして、実行委員会並びに商店街等の地域で組織される当祭り以外の実行委員会にも一切の責任は問いません。
- 第七 第49回長野びんずる開催期間中における事故・けが・盗難等に於いて、実行委員会並びに商店街等の地域で組織される当祭り以外の実行委員会にも損害賠償等の一切の責任は追及致しません。
- 第八 事故・喧嘩・急性アルコール中毒などの理由で救急車要請があった場合、祭り自体を即刻中止せざるを得なくなる可能性があること、また内容によっては翌年以降の祭り開催ができなくなる可能性があることに注意し、連長は連参加者にそのことを周知徹底致します。
- 第九 第49回長野びんずる期間中に撮影された映像、写真における出版物、広告制作物、その他、あらゆる用途に使用される事を承諾し、肖像権を譲渡します。
- 第十 実行委員会の判断により、諸トラブルに関して警察への通報が必要となった場合、現場より本部、本部より所轄の警察に事態解決の依頼をする事とし、処遇に関する一切の判断を警察に委ねる事に関して、異議申立ては致しません。又、警察からの如何なる指示にも速やかに従います。
- 第十一 暴力団または関係団体ではないことを表明致します。また、刺青、タトゥーを露出させません。上記の違反が発覚した場合は、即時に踊りを中止し、進行の妨げとならないように退場致します。
- 第十二 連の進行については、連間、各所にいる誘導員の指示に必ず従い、一定の進行速度を守ります。また連の渋滞の原因となるような踊り、行為があった場合は即刻踊りを中止し他の連の妨げにならないよう退場致します。
- 第十三 上記の事項を遵守することとし、違反があった場合には、スタッフの指示に従い退場となること、また第50回以降の長野びんずるに連として参加出場を停止されることに異議を申し立てません。